

(別紙)

国史跡「江戸城石垣石丁場跡」及び市史跡「東浦路」の  
保存活用に係る提言  
(平成30年8月29日)

【包括的事項】

(1)「文化芸術振興基本法」の改正(平成29年6月23日施行:「文化芸術基本法」に名称変更)に伴い、国が平成30年3月6日に同法に基づく「文化芸術推進基本計画」を閣議決定したことから、文化財の保存活用にも密接に関連する同法に規定する「地方文化芸術推進基本計画」の策定について検討を始めること。また、同法改正を念頭に、別紙(案)に示すように、「伊東市文化振興基本条例」について必要な改正を行うこと。

平成29年6月23日付で「文化芸術振興基本法」が改正施行されているところですが、この改正では法律名も「文化芸術基本法」と改められ、新たに自治体が策定する「地方文化芸術推進基本計画」(努力義務)についても規定されています。同基本計画は、各自治体の特色ある文化関連施策に直接結びつくものであることから、本市の文化関連施策を一層計画的かつ効果的に遂行するために、法的根拠のもとに「地方文化芸術推進基本計画」の策定の検討を始めるべきと思慮致します。

また、現状の「伊東市文化振興基本条例」に基づく「文化振興基本構想」は、具体的な文化関連施策とは直接結びつきがないことから、直接法律を根拠とする「地方文化芸術推進基本計画」を策定することの意義は重要であると思慮致します。そのために、「文化振興基本構想」を具体化した同基本計画を円滑に策定できるように、「伊東市文化振興基本条例」について必要な改正を行うことが大事だと思慮致します。

\*補足資料①参照

(2)「文化財保護法」の改正(平成31年4月1日施行)に伴う「伊東市文化財保護条例」の改正について必要な検討を始めること。

先の第196国会で「文化財保護法」が改正され、平成31年4月1日に施行されることにか

んがみ、「文化財保護法」と「伊東市文化財保護条例」との整合性を整理し、「文化財保護条例」の改正について必要な検討を始めるべきと思慮致します。現行の「伊東市文化財保護条例」は平成25年に大幅に改正されたところですが、それまでは、「文化財保護法」の改正があったにも関わらず、長い間条例改正が行われないままになっていたところです。今回の「文化財保護法」の改正は、いくつかの基本的な部分が改正されておりましたから、これまでの轍を踏むことのないように、遅滞なく条例が改正が行われるべきものと思慮致します。

### (3)「(改正)文化財保護法」に規定する「文化財保存活用地域計画」策定の検討を始めること。

また、国史跡「江戸城石垣石丁場跡」(以下「国史跡」という。)の保存活用計画の策定に当たっては、同法の規定に基づく「史跡名勝天然記念物保存活用計画」に適合するようにすること。

合わせて、「史跡名勝天然記念物保存活用計画」と「文化財保存活用地域計画」が整合が取れるようにすること。

先に、「歴史文化基本構想」の策定について提言したところですが、「(改正) 文化財保護法」に規定される「文化財保存活用地域計画」は、「歴史文化基本構想」の法制化であると言われることもありますことから、この機会に同地域計画の策定に積極的に取り組むべきものと思慮致します。

また、平成31年4月1日以降に策定されるであろう国史跡の保存活用計画は、当然のこととして、「(改正) 文化財保護法」に規定される「史跡名勝天然記念物保存活用計画」に適合するように策定されるものと思慮致します。

さらに、これも当然のこととして、「文化財保存活用地域計画」と「史跡名勝天然記念物保存活用計画」が整合されるようにすべきと思慮致します。

### (4)「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正(平成31年4月1日施行)に伴い、「文化財の保護に関する」職務権限を市長の権限とすることについて研究すること。

「文化財の保護に関する」職務権限を市長の権限とすることについては、本市が文化財の保存活用に関してどのような考え方立つのかが明確にされていなければなりません。一般論として、誰が市長になるかによっては、文化財の保存に著しい悪影響が出ることも考えられますことから、大局的な見地から考えられなければならないと思慮致します。ま

た、そうかといって教育委員会が所管したままでは、予算を伴う文化財の保存活用施策がこれ以上進展しないことも考えられます。従いまして、大局的、総合的な見地から、この職務権限のあり方について、本市の実情に即して、十分に研究しておく必要があるものと思慮致します。

(5) 平成30年度の補正予算及び平成31年度予算に国史跡及び市史跡「東浦路」の保存、活用に係る予算を積極的に確保すること。

#### 【国史跡「江戸城石垣石丁場跡」に係る事項】

(6) 国史跡を見学する人が「二の沢」(保存会が識別のために使う呼称:位置は別図による)の全貌を見ることができるようにするため、当該区域のシダを除去すること。

当該区域は現在シダに覆われており、その全貌を見ることができません。見学者に対して、国史跡内の見どころを充実させるためこれを除去すべきものと思慮致します。

\* 補足資料②参照

(7) 国史跡内のポイントとなるいくつかの区域あるいは地点について、管理者及び市民並びに見学者が共通して識別できるように、わかりやすい呼称を設定すること。

国史跡内の特定の場所が識別できるように、わかりやすい呼称を設定することにより、管理がしやすくなり、また、市民や見学者が一層親しみをもって国史跡に関心を寄せることができるようになると思慮致します。

例えば、保存会では、特定の場所に次のような呼称を設定して識別しております。

- ・徳川碑、徳川碑広場
- ・一の沢、二の沢、三の沢、四の沢
- ・毛利の標石
- ・割り残しの矢穴石
- ・矢筈の刻印石ストックヤード

- ・田の刻印石
- ・団子紋刻印石
- ・羽柴の大標石
- ・ナコウ山テラス

\*補足資料③参照

(8)国史跡の「保存活用計画」策定に際して、これまで、当保存会(前身のNPO法人を含む)が提言した事項で、「保存活用計画」の策定に合わせて検討するという趣旨の回答があったものについては、「保存活用計画」策定の過程でその俎上に載せ、十分に検討すること。

(9)当保存会の前身であるNPO法人及びその前身である任意団体が宇佐美地区内に設置した江戸城石丁場遺跡の説明看板及び石碑(「徳川碑」)について、国史跡の「保存活用計画」に基づいて、伊東市が宇佐美地区内各所に国史跡の説明看板を新たに設置するまでの間、当該既設看板等の維持管理を伊東市においてしていただくよう保存会と協議すること。

先に、当該既設看板を伊東市において撤去し、伊東市において新たに国史跡の説明看板を設置することを提言致しましたところ、「新看板につきましても、保存活用計画策定に基づいた史跡整備計画の一環で検討してまいります。」とのご回答をいただいておりますことから、それまでの間、既設看板を残置するため、その維持管理を伊東市においてしていただくよう保存会と協議することを提言するものです。

\*補足資料④参照

(10)先に、国史跡に指定されたことにかんがみ、国史跡の入り口に説明看板を設置すべしとした提言に対して、「平成28年度中に国史跡入り口に設置する」とご回答いただいた当該看板を速やかに設置すること。

## 【市史跡「東浦路」に係る事項】

- (11) 市史跡「東浦路」への多くの関心を一層醸成するため、案内、説明パンフレットを作成し配布すること。
- (12) 市史跡「東浦路」をわかりやすく全国にアピールするため、「伊豆古道」などのように、内容が容易に想起できる通称を設定すること。
- (13) 市史跡「東浦路」の見学者のために、宇佐美駅から日朝さん道標までの間に誘導サインを設置すること。その際、国史跡の誘導サインとの協調、整合をはかること。

以上